

## 公 告

京都市桃山東第二土地区画整理組合が施行する京都市桃山東第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更を、土地区画整理法第39条第1項の規定により認可しましたので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成18年4月7日

京都市長 榊本 頼兼

- 1 組 合 の 名 称 京都市桃山東第二土地区画整理組合
- 2 事 務 所 の 所 在 地 京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10  
財団法人 京都市土地区画整理協会内
- 3 事 業 施 行 期 間 平成9年3月13日から平成18年9月30日まで
- 4 施 行 地 区 京都市伏見区桃山町大島，同区桃山町和泉及び同区桃山町  
因幡の各一部
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日 平成9年3月13日
- 6 変 更 認 可 の 年 月 日 平成18年3月31日

(建設局都市整備部区画整理課)